



島根県報

令和5年5月2日（火）
第409号
（毎週火・金曜日発行）
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退	（高齢者福祉課）	2
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農村整備課）	2
指定漁船調書の縦覧	（水産課）	3
島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正	（建築住宅課）	4

【特定調達公告】

島根県総合文書管理システムサービス利用・運用保守業務に係る随意契約の相手方等	（総務課）	5
令和5年度島根県漁業取締船「せいふう」及び島根県漁業試験船「やそしま」船舶用燃料軽油（免税）の購入に係る一般競争入札の落札者等	（水産課）	5

【正 誤】

令和5年3月31日付け島根県報号外第43号中	（警察本部）	6
------------------------	--------	---

告 示**島根県告示第330号**

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条第2号の規定により告示する。

令和5年5月2日

島根県知事 丸 山 達 也

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	辞退年月日
隠岐広域連合長 池田 高世偉	隠岐広域連合立 隠岐島前病院	隠岐郡西ノ島町美田2071-1	令和5年4月30日

島根県告示第331号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和5年5月2日

島根県知事 丸 山 達 也

平田中央土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

松浦 隆 出雲市平田町249番地
 安食 康正 出雲市平田町3799番地
 曾田 真司 出雲市平田町4493番地
 坂本 浩二 出雲市園町1529番地1
 吾郷 秀雄 出雲市多久町758番地
 熱田 直己 出雲市上岡田町618番地2
 土江 真弘 出雲市久多見町236番地
 安食 哲夫 出雲市万田町148番地2
 松浦 宗和 出雲市本庄町586番地
 高橋 良一 出雲市口宇賀町395番地
 金折 隆良 出雲市多久谷町1397番地
 三島 達也 出雲市東福町591番地
 田中美恵子 出雲市口宇賀町470番地
 田中 修 出雲市多久谷町154番地

監事

竹ノ下 明 出雲市岡田町52番地
 郷原 精治 出雲市西郷町447番地
 高橋 裕司 出雲市斐川町上直江3203番地1

2 就任年月日

令和5年3月31日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

西村 和人 出雲市平田町7259番地
坂本 浩二 出雲市園町1529番地 1
吾郷 秀雄 出雲市多久町758番地
金折 隆良 出雲市多久谷町1397番地
河瀬 繁雄 出雲市野石谷町488番地
安食 哲夫 出雲市万田町148番地 2
松浦 宗和 出雲市本庄町586番地
細木 範幸 出雲市口宇賀町480番地
田中 修 出雲市多久谷町154番地
松浦 隆 出雲市平田町249番地
三島 達也 出雲市東福町591番地
恩村 光則 出雲市口宇賀町317番地
大塚 誠 出雲市東郷町433番地

監事

竹ノ下 明 出雲市岡田町52番地
宇賀 俊 出雲市奥宇賀町197番地
曾田 真司 出雲市平田町4493番地

島根県告示第332号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和5年5月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1(1) 届出事項

ア 発起人の住所及び氏名

松江市秋鹿町4203 樋原英二

〃 西浜佐陀町905 門脇稔享

〃 鹿島町佐陀宮内645 新宮文雄

イ 加入区

宍道湖湖北加入区

ウ 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

宍道湖漁業協同組合

(2) 指定漁船調書の縦覧

ア 縦覧期間

告示の日から15日間

イ 縦覧場所

宍道湖漁業協同組合

2(1) 届出事項

ア 発起人の住所及び氏名

出雲市鹿園寺町57 立石住義
 " 園町2-1 田中幸夫
 " 多久町708-2 吾郷武志

イ 加入区

宍道湖平田加入区

ウ 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

宍道湖漁業協同組合

(2) 指定漁船調書の縦覧

ア 縦覧期間

告示の日から15日間

イ 縦覧場所

宍道湖漁業協同組合

島根県告示第333号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成28年島根県告示第237号）の一部を次のように改正したので、島根県営住宅条例施行規則（昭和37年島根県規則第64号）第9条の規定により告示する。

令和5年5月2日

島根県知事 丸 山 達 也

「第6条」を「第9条」に改める。

「

表松江市の項中	古志原	中層耐火構造4階建	平成4	0.95	を
			平成5		

」

「

古志原	中層耐火構造4階建	平成4	0.95 (第211号の住戸に あつては、0.97)	に、「第312号及
		平成5		

」

び」を「第312号、第314号及び」に改め、「第6号棟第102号」の次に「及び第105号」を、「第411号」の次に「、第412号」を、「第312号、第316号」の次に「、第512号」を加え、

「

津田明神	中層耐火構造3階建	昭和63	0.96	を
------	-----------	------	------	---

」

「

津田明神	中層耐火構造3階建	昭和63	0.96 (第111号及び第 112号の住戸にあつ ては、0.98)	に、「第212号の」
------	-----------	------	---	------------

」

を「第212号及び第213号の」に改め、「第111号」の次に「、第113号及び第212号」を加え、表出雲市の項中「第113

号」の次に「、第411号」を加え、「、第311号及び第313号」を「及び第311号」に改め、「第118号」の次に「、第312号」を加え、「第111号の」を「第111号、第112号、第212号及び第313号の」に改め、表益田市の項中「及び第114号」を「、第114号及び第116号」に改め、「（第114号）の次に「、第212号」を加え、

「

新矢田	中層耐火構造3階建	昭和63	0.97	を
-----	-----------	------	------	---

」

「

新矢田	中層耐火構造3階建	昭和63	0.97 (第213号の住戸に あつては、0.99)	に改める。
-----	-----------	------	----------------------------------	-------

」

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和5年5月2日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 役務の名称及び数量
島根県総合文書管理システムサービス利用・運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県総務部総務課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士電機株式会社 代表取締役 近藤史郎 神奈川県川崎市川崎区田辺新田1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
46,923,800円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号による。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和5年5月2日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量
令和5年度島根県漁業取締船「せいふう」及び島根県漁業試験船「やそしま」船舶用燃料軽油（免税）の購入

予定数量 244,000リットル

- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県農林水産部水産課管理第一係 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日
令和5年4月7日
- 4 落札者の氏名及び住所
漁業協同組合JFしまね 代表理事会長 岸 宏 島根県松江市御手船場町575番地
- 5 落札金額
免税軽油1リットル当たり 108.00円（消費税及び地方消費税の額を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
令和5年3月7日

正 誤

令和5年3月31日付け島根県報号外第43号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤
2	下から12	第8条第1項第5号を削る。
		正
		第8条第1項第5号を次のように改める。
		(5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第1項の規定による開示請求、同法第90条第1項の規定による訂正請求又は同法第98条第1項の規定による利用停止請求があったもの 同法第82条第1項若しくは第2項、第93条第1項若しくは第2項又は第101条第1項若しくは第2項の決定の日の翌日から起算して1年間